改 正 後

1 (略)

一~三 (略)

四 医科点数表のうち次に掲げる区分番号の点数を算定する患者 イ~へ (略)

トA319特定機能病院リハビリテーション病棟入院料チA400短期滞在手術等基本料短期滞在手術等基本料1に限る。)

五 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 第一項に規定する厚生労働大臣が指定する病院は、次に掲げる 基準を満たす病院とする。
- 一 (略)
- 二 医科点数表区分番号A207診療録管理体制加算に係る届出 を行っていること。

三~五 (略)

別表

1 (略)

2 所定点数には、医科点数表に掲げる点数の費用のうち、イに 掲げる点数 (ロに掲げる点数の費用を除く。) の費用が含まれ るものとする。

イ (略)

- ロ イに掲げる点数の費用から除かれる費用
- (1) 入院基本料のうち、区分番号A100の注4、注5及び 注12、A104の注5及び注10から注12まで並びにA10 5の注3、注4及び注9に掲げる費用
- ② 入院基本料等加算のうち、区分番号A200-2、A2

改正前

1 (略)

一~三 (略)

四 医科点数表のうち次に掲げる区分番号の点数を算定する患者 イ~へ (略)

(新設)

<u>ト</u> A400 短期滞在手術等基本料(短期滞在手術等基本料1に限る。)

五 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 第一項に規定する厚生労働大臣が指定する病院は、次に掲げる 基準を満たす病院とする。
- 一 (略)
- 二 医科点数表<u>に掲げる</u>区分番号A207診療録管理体制加算に 係る届出を行っていること。

三~五 (略)

別表

1 (略)

2 所定点数には、医科点数表に掲げる点数の費用のうち、イに 掲げる点数(ロに掲げる点数の費用を除く。)の費用が含まれ るものとする。

イ (略)

- ロ イに掲げる点数の費用から除かれる費用
- (1) 入院基本料のうち、区分番号A100の注4、注5及び 注12、A104の注5及び注10並びにA105の注3、注 4及び注9に掲げる費用
- ② 入院基本料等加算のうち、区分番号A205からA20

04-2、A205からA206まで、A208からA213まで、A219からA233-2まで、A234-3からA242-2まで、A244 (2に限る。)及びA246からA251までに掲げる費用

(路)

医学管理等の費用のうち、区分番号B000からB00 1-3-2まで、B001-6からB015まで及びB1 00に掲げる費用

(5)~(7) (略)

処置の費用のうち、区分番号 J 0 0 1 (5 に限る。)、 J003, J003-3, J003-4, J010-2, 1017, 1017-2, 1027, 1034-3, 1038h6J042 to J043-6 J043-7 J 045-2, 1047, 1047-2, 1049, 1052-2, J054-2, J062, J116-5, J118-4、J122 (4から6までに限る。ただし、既装着 のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を 除く。)、J123からJ128まで(既装着のギプス包 帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、 J129(2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプ スシャーレとして切割使用した場合を除く。)及び [12] 9-2 (2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプス シャーレとして切割使用した場合を除く。)に掲げる処置 料並びにJ038(1から3までに限る。)に掲げる人工 腎臓に当たって使用した保険医療材料(特定保険医療材料 及びその材料価格(材料価格基準) (平成20年厚生労働省 告示第61号。以下「材料価格基準」という。) 別表 II 区分 040[]及び[]に掲げる材料に限る。)並びに 1042に 掲げる腹膜灌流(1に限る。)に当たって使用した薬剤( 腹膜灌流液に限る。)及び保険医療材料(材料価格基準別 表Ⅱ区分051から区分053までに掲げる材料に限る。 6まで、A208からA213まで、A219からA23 3-2まで、A234-3から<u>A242</u>まで、A244 ( 2に限る。)及びA246からA251までに掲げる費用

(3) (略)

医学管理等の費用のうち、区分番号B000からB00 1-3-2まで<u>及び</u>B001-6からB015までに掲げ る費用

(5)~(7) (略)

№ 処置の費用のうち、区分番号 [001(5に限る。)、 J003, J003-3, J003-4, J010-2, J017, J017-2, J027, J034-3, J0 38h6J042 to J043-6 J043-7 J 045-2, 1047, 1047-2, 1049, 1052-2, J054-2, J062, J116-5, J12 2 (4から6までに限る。ただし、既装着のギプス包帯を ギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、 J1 23から 1128まで (既装着のギプス包帯をギプスシャ ーレとして切割使用した場合を除く。)、 [129(2に 限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとし て切割使用した場合を除く。)及び [129-2(2に限 る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして 切割使用した場合を除く。) に掲げる処置料並びに 103 8 (1から3までに限る。) に掲げる人工腎臓に当たって 使用した保険医療材料(特定保険医療材料及びその材料価 格(材料価格基準)(平成20年厚生労働省告示第61号。以 下「材料価格基準」という。)別表Ⅱ区分040□及び⑤ に掲げる材料に限る。)並びにJ042に掲げる腹膜灌流 (1に限る。) に当たって使用した薬剤(腹膜灌流液に限 る。)及び保険医療材料(材料価格基準別表Ⅱ区分051 から区分053までに掲げる材料に限る。)に係る費用

- ) に係る費用
- (9) [1] (略)
- 血友病等の患者に使用する遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、血液凝固第VII因子機能代替製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIX因子製剤、乾燥人血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤及び遺伝子組換えとトvon Willebrand因子製剤に係る費用
- 3 (略)
- 4 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院(医科点数表区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「4に規定する病院」という。)であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号	₹A	救命救急入院料	
300%	こ掲	救命救急入院料1	
げる救命	<b></b>	(略)	
急入院料	斗	(15日以上30日以内の期間)	6,308点
		_(31日以上の期間)_	6,515点
		救命救急入院料2	
		(略)	
		(15日以上30日以内の期間)	7,782点
		(31日以上の期間)	<u>7,989点</u>
		救命救急入院料3	
		イ 救命救急入院料	
		(略)	

#### (9) • (10) (略)

□ 血友病等の患者に使用する遺伝子組換え活性型血液凝固 第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、血 液凝固第VII因子機能代替製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 IX因子製剤、乾燥人血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝 固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人 血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)及び乾燥濃縮 人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤に係る費用

#### 3 (略)

4 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院(医科点数表区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「4に規定する病院」という。)であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

の	1 る鳥剱を別走鳥剱に加昇するものとする。
区分番号A	救命救急入院料
300に掲	救命救急入院料1
げる救命救	(略)
急入院料	(新設)
	(新設)
	救命救急入院料 2
	(略)
	(新設)
	(新設)
	救命救急入院料3
	イ 救命救急入院料
	(略)

(15日以上30日以内の期間) 6,308点 6,515点

(31日以上の期間)

口 (略)

救命救急入院料4

イ 救命救急入院料

(略)

(15日以上30日以内の期間) 7,782点

(31日以上の期間)

7,989点

口 (略)

- 注1 当該病院において、自殺企図等によ る重篤な患者であって精神疾患を有す るもの又はその家族等からの情報等に 基づいて、当該病院の精神保健及び精 神障害者福祉に関する法律(昭和25年 法律第123号) 第18条第1項に規定する 精神保健指定医(以下「精神保健指定 医」という。) 又は精神科の医師が、 当該患者の精神疾患にかかわる診断治 療等を行った場合は、精神疾患診断治 療初回加算として、当該精神保健指定 医等による最初の診療時に限り、次に 掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算 する。
  - イ 基本診療料の施設基準等(平成20 年厚生労働省告示第62号) 第九の二 のほに規定する基準に適合している ものとして地方厚生局長又は地方厚 生支局長(以下「地方厚生局長等」 という。) に届け出た病院において 行った場合 7,000点 ロ イ以外の場合 3,000点

(新設)

(新設)

口 (略)

救命救急入院料4

イ 救命救急入院料

(略)

(新設)

(新設)

口 (略)

注1 当該病院において、自殺企図等によ る重篤な患者であって精神疾患を有す るもの又はその家族等からの情報等に 基づいて、当該病院の精神保健及び精 神障害者福祉に関する法律(昭和25年 法律第123号) 第18条第1項に規定する 精神保健指定医(以下「精神保健指定 医」という。) 又は精神科の医師が、 当該患者の精神疾患にかかわる診断治 療等を行った場合は、当該精神保健指 定医等による最初の診療時に限り、所 定点数に3,000点を加算する。

(新設)

2 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>⑥</u>に規定する基準に適合しているもの として<u>地方厚生局長等</u>に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、当該基準に係る区分に従い、1 日につき次に掲げる点数をそれぞれ所 定点数に加算する。

## イ~ハ (略)

3 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>们</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、1日につき100点を所定点数に加 算する。

## 4 (略)

- 5 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>⑧</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において、15歳未満の重篤な患者に対 して救命救急医療が行われた場合には 、小児加算として、入院初日に限り 5,000点を所定点数に加算する。
- 6 基本診療料の施設基準等第九の二の 別に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から離床等に必要な治療を行った 場合に、早期離床・リハビリテーショ ン加算として、入室した日から起算し

2 基本診療料の施設基準等 (平成20年 厚生労働省告示第62号)第九の二の国 に規定する基準に適合しているものと して地方厚生局長又は地方厚生支局長 (以下「地方厚生局長等」という。) に届け出た病院において救命救急医療 が行われた場合には、当該基準に係る 区分に従い、1日につき次に掲げる点 数をそれぞれ所定点数に加算する。

## イ~ハ (略)

3 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> ⑤に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、1日につき<u>所定点数に100点を</u>加 算する。

## 4 (略)

5 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>⑥</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において、15歳未満の重篤な患者に対 して救命救急医療が行われた場合には 、小児加算として、入院初日に限り<u>所</u> 定点数に5,000点を加算する。

て14日を限度として500点を所定点数に 加算する。 7 基本診療料の施設基準等第九の二の (新設) ∞に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から必要な栄養管理を行った場合 に、早期栄養介入管理加算として、入 室した日から起算して7日を限度とし て250点(入室後早期から経腸栄養を開 始した場合は、当該開始日以降は400点 )を所定点数に加算する。 8 注1のイに該当する場合であって、 (新設) 当該患者に対し、生活上の課題又は精 神疾患の治療継続上の課題を確認し、 助言又は指導を行った場合は、当該患 者の退院時に1回に限り、2,500点を更 に所定点数に加算する。 9 重症患者の対応に係る体制につき基 (新設) 本診療料の施設基準等第九の二の間に 規定する基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た病室に入 院している患者(救命救急入院料2又 は救命救急入院料4に係る届出を行っ た病院の病室に入院した患者に限る。 )について、重症患者対応体制強化加 算として、当該患者の入院期間に応じ 、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数 に加算する。 イ 3日以内の期間 <u>750点</u> ロ 4日以上7日以内の期間 500点

	<u>ハ 8日以上14日以内の期間 300点</u>	The state of the s
	特定集中治療室管理料	区分番号A 特定集中治療室管理料
301に掲	特定集中治療室管理料1	301に掲 特定集中治療室管理料1
げる特定集	(略)	げる特定集 (略)
中治療室管	<u>(15日以上30日以内の期間)</u> <u>11,044点</u>	中治療室管 (新設)
理料	(31日以上の期間) 11,251点	理料 (新設)
	特定集中治療室管理料 2	特定集中治療室管理料 2
	イ 特定集中治療室管理料	イ 特定集中治療室管理料
	(略)	(略)
	_(15日以上30日以内の期間)_	(新設)
	11,044点	
	<u>(31日以上の期間)</u> <u>11,251点</u>	(新設)
	口 (略)	口 (略)
	特定集中治療室管理料3	特定集中治療室管理料 3
	(略)	(略)
	(15日以上30日以内の期間) 6,529点	(新設)
	(31日以上の期間) 6,736点	(新設)
	特定集中治療室管理料 4	特定集中治療室管理料 4
	イ 特定集中治療室管理料	イ 特定集中治療室管理料
	(略)	(略)
	(15日以上30日以内の期間) 6,529点	(新設)
	(31日以上の期間) 6,736点	(新設)
	口 (略)	口 (略)
	注1 基本診療料の施設基準等第九の三の	注1 基本診療料の施設基準等第九の三の
	⑤に規定する基準に適合しているもの	<u>単</u> に規定する基準に適合しているもの
	として地方厚生局長等に届け出た病院	として地方厚生局長等に届け出た病院
	において、15歳未満の重篤な患者に対	において、15歳未満の重篤な患者に対
	して特定集中治療室管理が行われた場	して特定集中治療室管理が行われた場
	合には、小児加算として、当該患者の	合には、小児加算として、当該患者の
	入院期間に応じ、次に掲げる点数をそ	入院期間に応じ、次に掲げる点数を1
	れぞれ1日につき所定点数に加算する	日につき所定点数に加算する。

0

- イ7日以内の期間2,000点ロ8日以上14日以内の期間1,500点
- 2 基本診療料の施設基準等<u>第九の三の</u> <u>⑥</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た<u>病室</u> に入院している患者に対して、入室後 早期から離床等に必要な治療を行った 場合に、早期離床・リハビリテーショ ン加算として、入室した日から起算し て14日を限度として500点を所定点数に 加算する。

3 基本診療料の施設基準等<u>第九の三の</u> 「1]に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から必要な栄養管理を行った場合 に、早期栄養介入管理加算として、入 室した日から起算して7日を限度とし て250点(入室後早期から経腸栄養を開

- (7日以内の期間)2,000点(8日以上14日以内の期間)1,500点
- 2 基本診療料の施設基準等第九の三の ⑤に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 に入院している患者に対して、入室後 早期から離床等に必要な治療を行った 場合に、早期離床・リハビリテーショ ン加算として、入室した日から起算し て14日を限度として500点を所定点数に 加算する。この場合において、同一日 に区分番号HOOOに掲げる心大血管 疾患リハビリテーション料、H001 に掲げる脳血管疾患等リハビリテーシ ョン料、HOO1-2に掲げる廃用症 候群リハビリテーション料、H002 に掲げる運動器リハビリテーション料 、HOO3に掲げる呼吸器リハビリテ ーション料、H007に掲げる障害児 (者) リハビリテーション料及びH0 07-2に掲げるがん患者リハビリテ ーション料は、算定できない。
- 3 基本診療料の施設基準等<u>第九の三の</u> <u>⑥</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から<u>経腸栄養等の</u>必要な栄養管理 を行った場合に、早期栄養介入管理加 算として、入室した日から起算して7 日を限度として400点を所定点数に加算

	始した場合は、当該開始日以降は400点		する。	
	<u>)</u> を所定点数に加算する。			
	4 重症患者の対応に係る体制につき基		(新設)	
	本診療料の施設基準等第九の三の圏に			
	規定する基準に適合しているものとし			
	て地方厚生局長等に届け出た病室に入			
	院している患者について、重症患者対			
	応体制強化加算として、当該患者の入			
	院期間に応じ、次に掲げる点数をそれ			
	ぞれ所定点数に加算する。			
	<u>イ</u> <u>3日以内の期間</u> <u>750点</u>			
	<u>ロ 4日以上7日以内の期間 500点</u>			
	<u>ハ 8日以上14日以内の期間 300点</u>			
区分番号A	ハイケアユニット入院医療管理料	区分番号A	ハイケアユニット入院医療管理料	
3 0 1 - 2	(略)	301-2	(略)	
に掲げるハ	注1 基本診療料の施設基準等第九の四の	に掲げるハ	(新設)	
イケアユニ	③ に規定する基準に適合しているもの	イケアユニ		
ット入院医	として地方厚生局長等に届け出た病室	ット入院医		
療管理料	<u>に入院している患者に対して、入室後</u>	療管理料		
	早期から離床等に必要な治療を行った			
	場合に、早期離床・リハビリテーショ			
	ン加算として、入室した日から起算し			
	て14日を限度として500点を所定点数に			
	<u>加算する。</u>			
	2 基本診療料の施設基準等第九の四の		(新設)	
	□に規定する基準に適合しているもの			
	として地方厚生局長等に届け出た病室			
	<u>に入院している患者に対して、入室後</u>			
	早期から必要な栄養管理を行った場合			
	に、早期栄養介入管理加算として、入			
	室した日から起算して7日を限度とし			

	て250点(入室後早期から経腸栄養を開			
	始した場合は、当該開始日以降は400点			
	)を所定点数に加算する。			
区分番号A	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	区分番号A	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	
3 0 1 - 3	(略)	3 0 1 - 3	(略)	
に掲げる脳	注1 基本診療料の施設基準等第九の五の	に掲げる脳	(新設)	
卒中ケアユ	□に規定する基準に適合しているもの	卒中ケアユ		
ニット入院	として地方厚生局長等に届け出た病室	ニット入院		
医療管理料	<u>に入院している患者に対して、入室後</u>	医療管理料		
	早期から離床等に必要な治療を行った			
	場合に、早期離床・リハビリテーショ			
	ン加算として、入室した日から起算し			
	て14日を限度として500点を所定点数に			
	加算する。			
	2 基本診療料の施設基準等第九の五の		(新設)	
	□に規定する基準に適合しているもの			
	として地方厚生局長等に届け出た病室			
	に入院している患者に対して、入室後			
	早期から必要な栄養管理を行った場合			
	に、早期栄養介入管理加算として、入			
	室した日から起算して7日を限度とし			
	て250点(入室後早期から経腸栄養を開			
	始した場合は、当該開始日以降は400点			
	)を所定点数に加算する。			
	小児特定集中治療室管理料		小児特定集中治療室管理料	
3 0 1 - 4	(略)	301-4	(略)	
に掲げる小	(31日以上 <u>55日</u> 以内の期間) 12,829点	に掲げる小	(31日以上35日以内の期間)	12,829点
児特定集中	注1 基本診療料の施設基準等第九の五の	児特定集中	(新設)	
治療室管理	二の⑥に規定する基準に適合している	治療室管理		
料	ものとして地方厚生局長等に届け出た	料		
	病室に入院している患者に対して、入			

i	
	室後早期から離床等に必要な治療を行
	った場合に、早期離床・リハビリテー
	<u>ション加算として、入室した日から起</u>
	算して14日を限度として500点を所定点
	<u>数に加算する。</u>
	2 基本診療料の施設基準等第九の五の
	<u>二の∅に規定する基準に適合している</u>
	ものとして地方厚生局長等に届け出た
	<u>病室に入院している患者に対して、入</u>
	室後早期から必要な栄養管理を行った
	場合に、早期栄養介入管理加算として
	<u>、入室した日から起算して7日を限度</u>
	として250点(入室後早期から経腸栄養
	を開始した場合は、当該開始日以降は4
	<u>00点)を所定点数に加算する。</u>
区分番号A	新生児特定集中治療室管理料
302に掲	新生児特定集中治療室管理料1
げる新生児	(略)
特定集中治	(31日以上 <u>110日</u> 以内の期間) 9, 157点
療室管理料	新生児特定集中治療室管理料2
	(略)
	(31日以上 <u>110日</u> 以内の期間) 7,052点
区分番号A	総合周産期特定集中治療室管理料
303に掲	(略)
げる総合周	新生児集中治療室管理料
産期特定集	(略)
中治療室管	(31日以上 <u>110日</u> 以内の期間) 9, 157点
理料	<u>注1</u> <u>基本診療料の施設基準等第九の六の</u>
	二の41に規定する基準に適合している
	ものとして地方厚生局長等に届け出た
	<u>病院において、胎児が重篤な状態であ</u>

	(新設)	
	新生児特定集中治療室管理料	
302に掲		
げる新生児	` '''	
特定集中治	<u> </u>	9, 157点
療室管理料	新生児特定集中治療室管理料2	
	(略)	
	(31日以上 <u>90日</u> 以内の期間)	7,052点
	総合周産期特定集中治療室管理料	
303に掲		
げる総合周	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
産期特定集	, ,,,	
中治療室管	(31日以上 <u>90日</u> 以内の期間)	9, 157点
理料	(新設)	

	ると診断された、又は疑われる妊婦に 対して、当該病院の医師、助産師、看 護師、社会福祉士、公認心理師等が共 同して必要な支援を行った場合に、成 育連携支援加算として、入院中1回に 限り、1,200点を所定点数に加算する。				
. , . , .	新生児治療回復室入院医療管理料			新生児治療回復室入院医療管理料	
3 0 3 - 2	(略)		$0 \ 3 - 2$	(. 17)	
に掲げる新 生児治療回 復室入院医	(31日以上 <u>140日</u> 以内の期間) 4,315点	生	掲げる新 児治療回 室入院医		4,315点
療管理料			管理料		
(略)	(略)	,	略)	(略)	
	小児入院医療管理料			小児入院医療管理料	
307に掲	(略)		07に掲		
げる小児入	(削る)		る小児入		
院医療管理			医療管理		112点
料		料		(15日以上30日以内の期間)	<u>617点</u>
				(31日以上の期間)	824点
	注1 基本診療料の施設基準等第九の九の			注1 基本診療料の施設基準等第	
	(7) に規定する基準に適合しているもの			(7) に規定する基準に適合して	
	として地方厚生局長等に届け出た病院			として地方厚生局長等に届け	
	の病棟において小児入院医療管理が行			の病棟において小児入院医療	
	われた場合には、1日につき100点を所			われた場合には、1日につき	<u> </u>
	定点数に加算する。			に100点を加算する。	* * * * * *
	2 当該病棟に入院している患者が人工			2 当該病棟に入院している患	• • • • •
	呼吸器を使用している場合は、人工呼			呼吸器を使用している場合は	
	吸器使用加算として、1日につき <u>600点</u> を所定点数に加算する。			吸器使用加算として、1日に 点数に600点を加算する。	つさ <u>所疋</u>

®に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院に入院している患者(小児入院医療管理料3<u>又は</u>小児入院医療管理料4を算定しているものに限る。)について、重症児受入体制加算として、1日につき200点を所定点数に加算する。

- 4 当該病棟に入院している児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の2第 3項に規定する小児慢性特定疾病医療 支援の対象である患者又は同法第56条 の6第2項に規定する障害児である患 者について、当該病院の医師又は当該 医師の指示に基づき薬剤師が、退院に 際して当該患者又はその家族等に対し て、退院後の薬剤の服用等に関する必 要な指導を行った上で、保険薬局に対 して、当該患者又はその家族等の同意 を得て、当該患者に係る調剤に際して 必要な情報等を文書により提供した場 合は、退院時薬剤情報管理指導連携加 算として、退院の日に1回に限り、150 点を所定点数に加算する。
- 5 患者に対する支援体制につき基本診療料の施設基準等第九の九の順に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者について、養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。

®に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院に入院している患者(小児入院医療管理料3、小児入院医療管理料4又は小児入院医療管理料5を算定しているものに限る。)について、重症児受入体制加算として、1日につき所定点数に200点を加算する。

(新設)

6 当該病院が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につき基本診療料の施設基準等第九の九の間に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者(小児入院医療管理料1又は小児入院医療管理料2を現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

<u>イ</u> 時間外受入体制強化加算 1 300点 ロ 時間外受入体制強化加算 2 180点

5 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院(医科点数表区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「5に規定する病院」という。)であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号A	救命救急入院料	
300に掲	救命救急入院料1	
げる救命救	(略)	
急入院料	(15日以上30日以内の期間)	6,308点
	(31日以上の期間)	<u>6,515点</u>
	救命救急入院料2	
	(略)	

5 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院(医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「5に規定する病院」という。)であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす

(新設)

算するものとする。区分番号A<br/>300に掲<br/>げる救命救<br/>急入院料救命救急入院料1(略)<br/>(新設)<br/>(新設)<br/>救命救急入院料2<br/>(略)

患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加

(15日以上30日以内の期間) 7,782点 (31日以上の期間) 7,989点 救命救急入院料3 イ 救命救急入院料 (略) (15日以上30日以内の期間) 6,308点 (31日以上の期間) 6,515点 口 (略) 救命救急入院料4 イ 救命救急入院料 (略) (15日以上30日以内の期間) 7,782点 (31日以上の期間) 7,989点 口 (略) 注1 当該病院において、自殺企図等によ る重篤な患者であって精神疾患を有す るもの又はその家族等からの情報等に 基づいて、当該病院の精神保健指定医 又は精神科の医師が、当該患者の精神 疾患にかかわる診断治療等を行った場 合は、精神疾患診断治療初回加算とし て、当該精神保健指定医等による最初 の診療時に限り、次に掲げる点数をそ れぞれ所定点数に加算する。 イ 基本診療料の施設基準等第九の二 のほに規定する基準に適合している

> ものとして地方厚生局長等に届け出 た病院において行った場合 7,000点

2 基本診療料の施設基準等第九の二の

⑤に規定する基準に適合しているもの

ロ イ以外の場合

(新設)

(新設)

救命救急入院料3

イ 救命救急入院料

(略)

(新設)

(新設)

口 (略)

救命救急入院料4

イ 救命救急入院料

(略)

(新設)

(新設)

口 (略)

注1 当該病院において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該病院の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。

(新設)

(新設)

2 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>⑷</u>に規定する基準に適合しているもの

3,000点

として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、当該基準に係る区分に従い、1 日につき次に掲げる点数をそれぞれ所 定点数に加算する。

イ~ハ (略)

3 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>川</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、1日につき100点を所定点数に加 算する。

#### 4 (略)

- 5 基本診療料の施設基準等第九の二の ③ に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において、15歳未満の重篤な患者に対 して救命救急医療が行われた場合には 、小児加算として、入院初日に限り 5,000点を所定点数に加算する。
- 6 基本診療料の施設基準等第九の二の 別に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から離床等に必要な治療を行った 場合に、早期離床・リハビリテーショ ン加算として、入室した日から起算し て14日を限度として500点を所定点数に 加算する。
- <u>7</u> 基本診療料の施設基準等第九の二の □ に規定する基準に適合しているもの

として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、当該基準に係る区分に従い、1 日につき次に掲げる点数をそれぞれ所 定点数に加算する。

イ~ハ (略)

3 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> ⑤に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、1日につき<u>所定点数に100点を</u>加 算する。

#### 4 (略)

5 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>⑥</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において、15歳未満の重篤な患者に対 して救命救急医療が行われた場合には 、小児加算として、入院初日に限り<u>所</u> 定点数に5,000点を加算する。

(新設)

として地方厚生局長等に届け出た病室	
に入院している患者に対して、入室後	
早期から必要な栄養管理を行った場合	
に、早期栄養介入管理加算として、入	
室した日から起算して7日を限度とし	
<u>て250点(入室後早期から経腸栄養を開</u>	
始した場合は、当該開始日以降は400点	
)を所定点数に加算する。	( dop = 11 )
8 注1のイに該当する場合であって、	(新設)
当該患者に対し、生活上の課題又は精	
神疾患の治療継続上の課題を確認し、	
助言又は指導を行った場合は、当該患	
<u>者の退院時に1回に限り、2,500点を更</u>	
に所定点数に加算する。	
9 重症患者の対応に係る体制につき基	(新設)
本診療料の施設基準等第九の二の側に	
規定する基準に適合しているものとし	
で地方厚生局長等に届け出た病室に入	
院している患者(救命救急入院料2又	
は救命救急入院料4に係る届出を行っ	
た病院の病室に入院した患者に限る。	
)について、重症患者対応体制強化加	
算として、当該患者の入院期間に応じ	
<u>、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数</u>	
<u>に加算する。</u>	
<u>イ</u> <u>3日以内の期間</u> <u>750点</u>	
<u>ロ 4日以上7日以内の期間 500点</u>	
<u>ハ 8日以上14日以内の期間 300点</u>	
区分番号A 特定集中治療室管理料	区分番号A 特定集中治療室管理料
301に掲 特定集中治療室管理料1	301に掲 特定集中治療室管理料1
げる特定集 (略)	げる特定集(略)

中治療室管	_(15日以上30日以内の期間)_ 11,044点	中治療室管	(新設)
理料		理料	(新設)
	特定集中治療室管理料 2		特定集中治療室管理料 2
	イ 特定集中治療室管理料		イ 特定集中治療室管理料
	(略)		(略)
	(15日以上30日以内の期間)		(新設)
	11,044点		
	<u>(31日以上の期間)</u> <u>11,251点</u>		(新設)
	口 (略)		口 (略)
	特定集中治療室管理料3		特定集中治療室管理料3
	(略)		(略)
	(15日以上30日以内の期間) 6,529点		(新設)
	(31日以上の期間) 6,736点		(新設)
	特定集中治療室管理料4		特定集中治療室管理料 4
	イ 特定集中治療室管理料		イ 特定集中治療室管理料
	(略)		(略)
	(15日以上30日以内の期間) 6,529点		(新設)
	<u>(31日以上の期間)</u> <u>6,736点</u>		(新設)
	口 (略)		口 (略)
	注1 基本診療料の施設基準等 <u>第九の三の</u>		注1 基本診療料の施設基準等 <u>第九の三の</u>
	<u>⑤</u> に規定する基準に適合しているもの		(4) に規定する基準に適合しているもの
	として地方厚生局長等に届け出た病院		として地方厚生局長等に届け出た病院
	において、15歳未満の重篤な患者に対		において、15歳未満の重篤な患者に対
	して特定集中治療室管理が行われた場		して特定集中治療室管理が行われた場
	合には、小児加算として、当該患者の		合には、小児加算として、当該患者の
	入院期間に応じ、次に掲げる点数を <u>そ</u>		入院期間に応じ、次に掲げる点数を1
	<u>れぞれ</u> 1日につき所定点数に加算する		日につき所定点数に加算する。
	0		
	<u>イ</u> <u>7日以内の期間</u> 2,000点		(7日以内の期間) 2,000点
	<u>ロ</u> <u>8日以上14日以内の期間</u> 1,500点		(8日以上14日以内の期間) 1,500点
	2 基本診療料の施設基準等 <u>第九の三の</u>		2 基本診療料の施設基準等第九の三の

<u>6</u>に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た<u>病室</u>に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。

- 3 基本診療料の施設基準等<u>第九の三の</u> 「下規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から必要な栄養管理を行った場合 に、早期栄養介入管理加算として、入 室した日から起算して7日を限度とし て250点(入室後早期から経腸栄養を開 始した場合は、当該開始日以降は400点 )を所定点数に加算する。
- 4 <u>重症患者の対応に係る体制につき基</u> 本診療料の施設基準等第九の三の別に

りに規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 に入院している患者に対して、入室後 早期から離床等に必要な治療を行った 場合に、早期離床・リハビリテーショ ン加算として、入室した日から起算し て14日を限度として500点を所定点数に 加算する。この場合において、同一日 に区分番号HOOOに掲げる心大血管 疾患リハビリテーション料、H001 に掲げる脳血管疾患等リハビリテーシ ョン料、H001-2に掲げる廃用症 候群リハビリテーション料、H002 に掲げる運動器リハビリテーション料 、HOO3に掲げる呼吸器リハビリテ ーション料、H007に掲げる障害児 (者) リハビリテーション料及びH0 07-2に掲げるがん患者リハビリテ ーション料は、算定できない。

3 基本診療料の施設基準等<u>第九の三の</u> <u>⑥</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から<u>経腸栄養等の</u>必要な栄養管理 を行った場合に、早期栄養介入管理加 算として、入室した日から起算して7 日を限度として<u>400点</u>を所定点数に加算 する。

	て地方厚生局長等に届け出た病室に入		
	院している患者について、重症患者対		
	応体制強化加算として、当該患者の入		
	院期間に応じ、次に掲げる点数をそれ		
	ぞれ所定点数に加算する。		
	<u>イ</u> 3日以内の期間 750点		
	<u>ロ 4日以上7日以内の期間 500点</u>		
	<u>ハ 8日以上14日以内の期間 300点</u>		
区分番号A	ハイケアユニット入院医療管理料	区分番号A ハイケアコ	1ニット入院医療管理料
3 0 1 - 2	(略)	3 0 1 - 2 (略)	
に掲げるハ	注1 基本診療料の施設基準等第九の四の	に掲げるハ (新設)	
イケアユニ	③ に規定する基準に適合しているもの	イケアユニ	
ット入院医	として地方厚生局長等に届け出た病室	ット入院医	
療管理料	<u>に入院している患者に対して、入室後</u>	療管理料	
	早期から離床等に必要な治療を行った		
	場合に、早期離床・リハビリテーショ		
	<u>ン加算として、入室した日から起算し</u>		
	て14日を限度として500点を所定点数に		
	<u>加算する。</u>		
	2 基本診療料の施設基準等第九の四の	(新設	Ž)
	に規定する基準に適合しているもの		
	として地方厚生局長等に届け出た病室		
	に入院している患者に対して、入室後		
	早期から必要な栄養管理を行った場合		
	に、早期栄養介入管理加算として、入		
	室した日から起算して7日を限度とし		
	て250点(入室後早期から経腸栄養を開		
	始した場合は、当該開始日以降は400点		
	<u>)を所定点数に加算する。</u> 脳卒中ケアユニット入院医療管理料		プユニット入院医療管理料

3 0 1 - 3	(略)		3 0 1 - 3	(略)
に掲げる脳	注1 基本診療料の施設基準等第九の五の		に掲げる脳	(新設)
卒中ケアユ	□に規定する基準に適合しているもの		卒中ケアユ	
ニット入院	として地方厚生局長等に届け出た病室		ニット入院	
医療管理料	に入院している患者に対して、入室後		医療管理料	
	早期から離床等に必要な治療を行った			
	場合に、早期離床・リハビリテーショ			
	ン加算として、入室した日から起算し			
	て14日を限度として500点を所定点数に			
	加算する。			
	2 基本診療料の施設基準等第九の五の			(新設)
	□に規定する基準に適合しているもの			
	として地方厚生局長等に届け出た病室			
	<u>に入院している患者に対して、入室後</u>			
	早期から必要な栄養管理を行った場合			
	に、早期栄養介入管理加算として、入			
	室した日から起算して7日を限度とし			
	て250点(入室後早期から経腸栄養を開			
	始した場合は、当該開始日以降は400点			
	)を所定点数に加算する。			
区分番号A	小児特定集中治療室管理料		区分番号A	小児特定集中治療室管理料
$3 \ 0 \ 1 - 4$	(略)		301-4	
に掲げる小	(31日以上 <u>55日</u> 以内の期間) 12,829点		に掲げる小	(31日以上 <u>35日</u> 以内の期間) 12,829点
児特定集中	注1 基本診療料の施設基準等第九の五の		児特定集中	(新設)
治療室管理	二の 🖟 に規定する基準に適合している		治療室管理	
料	ものとして地方厚生局長等に届け出た		料	
	病室に入院している患者に対して、入			
	室後早期から離床等に必要な治療を行			
	<u>った場合に、早期離床・リハビリテー</u>			
	ション加算として、入室した日から起			

1	算して14日を限度として500点を所定点
	数に加算する。
	2 基本診療料の施設基準等第九の五の
	二の川に規定する基準に適合している
	ものとして地方厚生局長等に届け出た
	病室に入院している患者に対して、入
	室後早期から必要な栄養管理を行った
	場合に、早期栄養介入管理加算として
	、入室した日から起算して7日を限度
	として250点(入室後早期から経腸栄養
	を開始した場合は、当該開始日以降は
	400点)を所定点数に加算する。
区分番号A	新生児特定集中治療室管理料
302に掲	新生児特定集中治療室管理料1
げる新生児	(略)
特定集中治	(31日以上 <u>110日</u> 以内の期間) 9, 157点
療室管理料	新生児特定集中治療室管理料2
	(略)
	(31日以上 <u>110日</u> 以内の期間) 7,052点
区分番号A	総合周産期特定集中治療室管理料
303に掲	(略)
げる総合周	新生児集中治療室管理料
産期特定集	(略)
中治療室管	(31日以上 <u>110日</u> 以内の期間) 9,157点
理料	注1 基本診療料の施設基準等第九の六の
	二の 』に規定する基準に適合している
	ものとして地方厚生局長等に届け出た
	<u>病院において、胎児が重篤な状態であ</u>
	ると診断された、又は疑われる妊婦に
	対して、当該病院の医師、助産師、看

	41	
	(新設)	
区分番号A	新生児特定集中治療室管理料	
302に掲	新生児特定集中治療室管理料1	
げる新生児	(略)	
特定集中治	(31日以上 <u>90日</u> 以内の期間)	9, 157点
療室管理料	新生児特定集中治療室管理料2	
	(略)	
	(31日以上 <u>90日</u> 以内の期間)	7,052点
区分番号A	総合周産期特定集中治療室管理料	
303に掲	(略)	
げる総合周	新生児集中治療室管理料	
産期特定集	(略)	
中治療室管	(31日以上 <u>90日</u> 以内の期間)	9, 157点
理料	(新設)	

区分番号A 303-2 に掲げる新 生児治療回 復室入院医	(31日以上 <u>140日</u> 以内の期間) 4,315点	区分番号A 303-2 に掲げる新 生児治療回 復室入院医	新生児治療回復室入院医療管理料 (略) (31日以上 <u>120日</u> 以内の期間) 4,315点
療管理料		療管理料	
(略)	(略)	(略)	(略)
区分番号A	小児入院医療管理料	区分番号A	小児入院医療管理料
307に掲	(略)	307に掲	(略)
げる小児入	注1 基本診療料の施設基準等第九の九の	げる小児入	注1 基本診療料の施設基準等第九の九の
院医療管理	[7] に規定する基準に適合しているもの	院医療管理	(7)に規定する基準に適合しているもの
料	として地方厚生局長等に届け出た病院 の病棟において小児入院医療管理が行 われた場合には、1日につき100点を所 定点数に加算する。 2 当該病棟に入院している患者が人工 呼吸器を使用している場合は、人工呼 吸器使用加算として、1日につき600点 を所定点数に加算する。 3 基本診療料の施設基準等第九の九の 別に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 に入院している患者(小児入院医療管 理料3、小児入院医療管理料4又は小 児入院医療管理料5を算定しているも のに限る。)について、重症児受入体	料	として地方厚生局長等に届け出た病院 の病棟において小児入院医療管理が行 われた場合には、1日につき <u>所定点数</u> <u>に100点を</u> 加算する。 2 当該病棟に入院している患者が人工 呼吸器を使用している場合は、人工呼 吸器使用加算として、1日につき <u>所定</u> <u>点数に600点を</u> 加算する。 3 基本診療料の施設基準等第九の九の 別に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 に入院している患者(小児入院医療管 理料3、小児入院医療管理料4又は小 児入院医療管理料5を算定しているも のに限る。)について、重症児受入体

制加算として、1日につき<u>200点を所定</u> 点数に加算する。

- 4 当該病棟に入院している児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者又は同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者について、当該病院の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、退院に際して当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った上で、保険薬局に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に係る調剤に際して必要な情報等を文書により提供した場合は、退院時薬剤情報管理指導連携加算として、退院の日に1回に限り、150点を所定点数に加算する
- 5 患者に対する支援体制につき基本診療料の施設基準等第九の九の順に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者について、養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。
- 6 当該病院が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につき基本診療料の施設基準等第九の九の間に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長

制加算として、1日につき<u>所定点数に</u> 200点を</u>加算する。

(新設)

(新設)

等に届け出た病院の病棟に入院している患者(小児入院医療管理料1又は小児入院医療管理料2を現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

 イ
 時間外受入体制強化加算 1
 300点

 ロ
 時間外受入体制強化加算 2
 180点

6 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院(4 に規定する病院及び5に規定する病院を除く。以下「6 に規定する病院」という。)であって、医科点数表第1章第2部第3 節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

C / 30		
区分番号A	救命救急入院料	
300に掲	救命救急入院料1	
げる救命救	(略)	
急入院料	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,323点</u>
	(31日以上の期間)	<u>6,515点</u>
	救命救急入院料2	
	(略)	
	(15日以上30日以内の期間)	<u>7,797点</u>
	(31日以上の期間)	<u>7,989点</u>
	救命救急入院料3	
	イ 救命救急入院料	
	(略)	
	_(15日以上30日以内の期間)	<u>6,323点</u>
	_(31日以上の期間)_	<u>6,515点</u>

6 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院(4 に規定する病院及び5に規定する病院を除く。以下「6に規定する病院」という。)であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

C / 80	
区分番号A	救命救急入院料
300に掲	救命救急入院料1
げる救命救	(略)
急入院料	(新設)
	(新設)
	救命救急入院料2
	(略)
	(新設)
	(新設)
	救命救急入院料3
	イ 救命救急入院料
	(略)
	(新設)
	(新設)

口 (略)

救命救急入院料4

イ 救命救急入院料

(略)

(15日以上30日以内の期間)7,797点(31日以上の期間)7,989点

口 (略)

- 注1 当該病院において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該病院の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、精神疾患診断治療初回加算として、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。
  - イ 基本診療料の施設基準等第九の二 のほに規定する基準に適合している ものとして地方厚生局長等に届け出 た病院において行った場合 7,000点 ロ イ以外の場合 3,000点
  - 2 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>⑥</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、当該基準に係る区分に従い、1 日につき次に掲げる点数をそれぞれ所 定点数に加算する。

イ~ハ (略)

3 基本診療料の施設基準等第九の二の

口 (略)

救命救急入院料4

イ 救命救急入院料

(略)

(新設)

(新設)

口 (略)

注1 当該病院において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該病院の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。

(新設)

(新設)

2 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>(4</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、当該基準に係る区分に従い、1 日につき次に掲げる点数をそれぞれ所 定点数に加算する。

イ~ハ (略)

3 基本診療料の施設基準等第九の二の

<u></u>
<u></u>
<u></u>
<u></u>
<u></u>
<u></u>
に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、1日につき100点を所定点数に加 算する。

- 4 (略)
- 5 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>⑧</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において、15歳未満の重篤な患者に対 して救命救急医療が行われた場合には 、小児加算として、入院初日に限り 5,000点を所定点数に加算する。
- 6 基本診療料の施設基準等第九の二の 別に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から離床等に必要な治療を行った 場合に、早期離床・リハビリテーショ ン加算として、入室した日から起算し で14日を限度として500点を所定点数に 加算する。
- 7 基本診療料の施設基準等第九の二の 他に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から必要な栄養管理を行った場合 に、早期栄養介入管理加算として、入 室した日から起算して7日を限度とし て250点(入室後早期から経腸栄養を開 始した場合は、当該開始日以降は400点

⑤に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において救命救急医療が行われた場合 には、1日につき<u>所定点数に100点を</u>加 算する。

- 4 (略)
- 5 基本診療料の施設基準等<u>第九の二の</u> <u>⑥</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において、15歳未満の重篤な患者に対 して救命救急医療が行われた場合には 、小児加算として、入院初日に限り<u>所</u> 定点数に5,000点を加算する。

(新設)

	)を所定点数に加算する。		( <del>\( \dots</del> = \dots \)
	8 注1のイに該当する場合であって、		(新設)
	当該患者に対し、生活上の課題又は精		
	神疾患の治療継続上の課題を確認し、		
	助言又は指導を行った場合は、当該患		
	者の退院時に1回に限り、2,500点を更		
	に所定点数に加算する。		
	9 重症患者の対応に係る体制につき基		(新設)
	本診療料の施設基準等第九の二の川に		
	規定する基準に適合しているものとし		
	て地方厚生局長等に届け出た病室に入		
	院している患者(救命救急入院料2又		
	は救命救急入院料4に係る届出を行っ		
	た病院の病室に入院した患者に限る。		
	)について、重症患者対応体制強化加		
	算として、当該患者の入院期間に応じ		
	、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数		
	に加算する。		
	<u>イ</u> <u>3日以内の期間</u> <u>750点</u>		
	<u>ロ 4日以上7日以内の期間 500点</u>		
	<u>ハ 8日以上14日以内の期間 300点</u>		
区分番号A	特定集中治療室管理料	区分番号A	特定集中治療室管理料
301に掲	特定集中治療室管理料 1	301に掲	特定集中治療室管理料 1
げる特定集	(略)	げる特定集	(略)
中治療室管	(15日以上30日以内の期間) 11,059点	中治療室管	(新設)
理料	<u>(31日以上の期間)</u> <u>11,251点</u>	理料	(新設)
	特定集中治療室管理料 2		特定集中治療室管理料 2
	イ 特定集中治療室管理料		イ 特定集中治療室管理料
	(略)		(略)
	(15日以上30日以内の期間)		(新設)
	11,059点		

(31日以上の期間)

11,251点

口 (略)

特定集中治療室管理料3

(略)

(15日以上30日以内の期間)

6,544点

(31日以上の期間)

6,736点

特定集中治療室管理料4

イ 特定集中治療室管理料

(略)

(15日以上30日以内の期間) 6,544点

(31日以上の期間)

6,736点

口 (略)

注1 基本診療料の施設基準等第九の三の りに規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において、15歳未満の重篤な患者に対 して特定集中治療室管理が行われた場 合には、小児加算として、当該患者の 入院期間に応じ、次に掲げる点数をそ れぞれ1日につき所定点数に加算する

イ 7日以内の期間

2,000点

ロ 8日以上14日以内の期間 1,500点

2 基本診療料の施設基準等第九の三の (6) に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から離床等に必要な治療を行った 場合に、早期離床・リハビリテーショ ン加算として、入室した日から起算し て14日を限度として500点を所定点数に (新設)

口 (略)

特定集中治療室管理料3

(略)

(新設)

(新設)

特定集中治療室管理料4

イ 特定集中治療室管理料

(略)

(新設)

(新設)

口 (略)

注1 基本診療料の施設基準等第九の三の 』に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 において、15歳未満の重篤な患者に対 して特定集中治療室管理が行われた場 合には、小児加算として、当該患者の 入院期間に応じ、次に掲げる点数を1 日につき所定点数に加算する。

(7日以内の期間)

2,000点 (8日以上14日以内の期間) 1,500点

2 基本診療料の施設基準等第九の三の りに規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病院 に入院している患者に対して、入室後 早期から離床等に必要な治療を行った 場合に、早期離床・リハビリテーショ ン加算として、入室した日から起算し て14日を限度として500点を所定点数に 加算する。

- 3 基本診療料の施設基準等<u>第九の三の</u> <u>川</u>に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から必要な栄養管理を行った場合 に、早期栄養介入管理加算として、入 室した日から起算して7日を限度とし て250点(入室後早期から経腸栄養を開 始した場合は、当該開始日以降は400点 )を所定点数に加算する。
- 4 重症患者の対応に係る体制につき基本診療料の施設基準等第九の三の圏に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者について、重症患者対応体制強化加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。
  イ 3日以内の期間 750点

加算する。この場合において、同一日 に区分番号H000に掲げる心大血管 疾患リハビリテーション料、H001 に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001ー2に掲げる廃用症 候群リハビリテーション料、H002 に掲げる運動器リハビリテーション料 、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料 、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児 (者)リハビリテーション料及びH0 07-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

3 基本診療料の施設基準等<u>第九の三の</u> ⑥に規定する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から<u>経腸栄養等の</u>必要な栄養管理 を行った場合に、早期栄養介入管理加 算として、入室した日から起算して7 日を限度として<u>400点</u>を所定点数に加算 する。

	<u>ロ 4日以上7日以内の期間 500点</u>			
	<u>ハ 8日以上14日以内の期間 300点</u>			
区分番号A	ハイケアユニット入院医療管理料		区分番号A	ハイケアユニット入院医療管理料
301-2	(略)		301-2	(略)
に掲げるハ	注1 基本診療料の施設基準等第九の四の		に掲げるハ	(新設)
イケアユニ	別に規定する基準に適合しているもの		イケアユニ	
ット入院医	として地方厚生局長等に届け出た病室		ット入院医	
療管理料	<u>に入院している患者に対して、入室後</u>		療管理料	
	早期から離床等に必要な治療を行った			
	場合に、早期離床・リハビリテーショ			
	ン加算として、入室した日から起算し			
	て14日を限度として500点を所定点数に			
	加算する。			
	2 基本診療料の施設基準等第九の四の			(新設)
	に規定する基準に適合しているもの			
	として地方厚生局長等に届け出た病室			
	<u>に入院している患者に対して、入室後</u>			
	早期から必要な栄養管理を行った場合			
	に、早期栄養介入管理加算として、入			
	室した日から起算して7日を限度とし			
	て250点(入室後早期から経腸栄養を開			
	始した場合は、当該開始日以降は400点			
	)を所定点数に加算する。			
区分番号A	脳卒中ケアユニット入院医療管理料		区分番号A	脳卒中ケアユニット入院医療管理料
301 - 3	(略)		301 - 3	(略)
に掲げる脳	注1 基本診療料の施設基準等第九の五の		に掲げる脳	(新設)
卒中ケアユ	∞に規定する基準に適合しているもの		卒中ケアユ	
ニット入院	として地方厚生局長等に届け出た病室		ニット入院	
医療管理料	<u>に入院している患者に対して、入室後</u>		医療管理料	
	早期から離床等に必要な治療を行った			

	場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に				
	加算する。 2 基本診療料の施設基準等第九の五の 回に規定する基準に適合しているもの			(新設)	
	として地方厚生局長等に届け出た病室 に入院している患者に対して、入室後 早期から必要な栄養管理を行った場合				
	に、早期栄養介入管理加算として、入 室した日から起算して7日を限度とし て250点(入室後早期から経腸栄養を開				
区分番号A	始した場合は、当該開始日以降は400点 <u>)を所定点数に加算する。</u> 小児特定集中治療室管理料		区分番号A	小児特定集中治療室管理料	
3 0 1 - 4	(略)		301-4	(略)	
に掲げる小	(31日以上 <u>55日</u> 以内の期間) 12,829点		に掲げる小	(31日以上 <u>35日</u> 以内の期間)	12,829点
児特定集中	注1 基本診療料の施設基準等第九の五の		児特定集中	(新設)	
治療室管理	二の⑥に規定する基準に適合している		治療室管理		
料	ものとして地方厚生局長等に届け出た		料		
	病室に入院している患者に対して、入				
	室後早期から離床等に必要な治療を行				
	った場合に、早期離床・リハビリテー				
	ション加算として、入室した日から起				
	算して14日を限度として500点を所定点				
	数に加算する。			(due = II )	
	2 基本診療料の施設基準等第九の五の			(新設)	
	二の間に規定する基準に適合している				
	ものとして地方厚生局長等に届け出た				
	病室に入院している患者に対して、入				

I	l
	室後早期から必要な栄養管理を行った
	場合に、早期栄養介入管理加算として
	、入室した日から起算して7日を限度
	として250点(入室後早期から経腸栄養
	を開始した場合は、当該開始日以降は
	400点)を所定点数に加算する。
区分番号A	新生児特定集中治療室管理料
302に掲	新生児特定集中治療室管理料1
げる新生児	(略)
特定集中治	(31日以上110日以内の期間) 9,157点
療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 2
	(略)
	(31日以上110日以内の期間) 7,052点
区分番号A	総合周産期特定集中治療室管理料
303に掲	(略)
げる総合周	新生児集中治療室管理料
産期特定集	(略)
中治療室管	(31日以上110日以内の期間) 9,157点
理料	 注1 基本診療料の施設基準等第九の六の
	 二の側に規定する基準に適合している
	ものとして地方厚生局長等に届け出た
	ると診断された、又は疑われる妊婦に
	対して、当該病院の医師、助産師、看
	護師、社会福祉士、公認心理師等が共
	同して必要な支援を行った場合に、成
	限り、1,200点を所定点数に加算する。
区分番号A	新生児治療回復室入院医療管理料
303-2	(略)
· -	l ''''

区分番号A	新生児特定集中治療室管理料	
302に掲	新生児特定集中治療室管理料1	
げる新生児	(略)	
特定集中治	(31日以上 <u>90日</u> 以内の期間)	9, 157点
療室管理料	新生児特定集中治療室管理料2	
	(略)	
	(31日以上 <u>90日</u> 以内の期間)	7,052点
区分番号A	総合周産期特定集中治療室管理料	
303に掲	(略)	
げる総合周	新生児集中治療室管理料	
産期特定集	(略)	
中治療室管	(31日以上 <u>90日</u> 以内の期間)	9, 157点
理料	(新設)	
	新生児治療回復室入院医療管理料	
$3 \ 0 \ 3 - 2$	(略)	

に掲げる新	(31日以上 <u>140日</u> 以内の期間) 4,315点		に掲げる新	(31日以上 <u>120日</u> 以内の期間) 4,315点
生児治療回			生児治療回	
復室入院医			復室入院医	
療管理料			療管理料	
(略)	(略)		(略)	(略)
区分番号A	小児入院医療管理料		区分番号A	小児入院医療管理料
307に掲	(略)		307に掲	(略)
げる小児入	注1 基本診療料の施設基準等第九の九の		げる小児入	
院医療管理	., ., .,		院医療管理	(7) に規定する基準に適合しているもの
料	として地方厚生局長等に届け出た病院		料	として地方厚生局長等に届け出た病院
	の病棟において小児入院医療管理が行			の病棟において小児入院医療管理が行
	われた場合には、1日につき <u>100点を所</u>			われた場合には、1日につき <u>所定点数</u>
	<u>定点数に</u> 加算する。			<u>に100点を</u> 加算する。
	2 当該病棟に入院している患者が人工			2 当該病棟に入院している患者が人工
	呼吸器を使用している場合は、人工呼			呼吸器を使用している場合は、人工呼
	吸器使用加算として、1日につき <u>600点</u>			吸器使用加算として、1日につき <u>所定</u>
	<u>を所定点数に</u> 加算する。			<u>点数に600点を</u> 加算する。
	3 基本診療料の施設基準等第九の九の			3 基本診療料の施設基準等第九の九の
	(8) に規定する基準に適合しているもの			⑧ に規定する基準に適合しているもの
	として地方厚生局長等に届け出た病院			として地方厚生局長等に届け出た病院
	に入院している患者(小児入院医療管			に入院している患者(小児入院医療管
	理料3、小児入院医療管理料4又は小			理料3、小児入院医療管理料4又は小
	児入院医療管理料5を算定しているも			児入院医療管理料5を算定しているも
	のに限る。)について、重症児受入体			のに限る。)について、重症児受入体
	制加算として、1日につき <u>200点を所定</u>			制加算として、1日につき <u>所定点数に</u>
	<u>点数に</u> 加算する。			<u>200点を</u> 加算する。
	4 当該病棟に入院している児童福祉法			(新設)
	第6条の2第3項に規定する小児慢性			
	特定疾病医療支援の対象である患者又			
	は同法第56条の6第2項に規定する障			
	害児である患者について、当該病院の			

医師又は当該医師の指示に基づき薬剤 師が、退院に際して当該患者又はその 家族等に対して、退院後の薬剤の服用 等に関する必要な指導を行った上で、 保険薬局に対して、当該患者又はその 家族等の同意を得て、当該患者に係る 調剤に際して必要な情報等を文書により提供した場合は、退院時薬剤情報管 理指導連携加算として、退院の日に1 回に限り、150点を所定点数に加算する

0

- 5 患者に対する支援体制につき基本診療料の施設基準等第九の九の間に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者について、養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。
- 6 当該病院が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につき基本診療料の施設基準等第九の九の間に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者(小児入院医療管理料1又は小児入院医療管理料2を現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

(新設)

- <u>イ</u> 時間外受入体制強化加算 1 300点
- 口 時間外受入体制強化加算 2 180点

#### 7 • 8 (略)

9 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の⑥に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の⑥に規定する患者に該当する者(6の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

1 <u>71 XL MM 9X 14 5</u>	11940000000000	
区分番号A	(略)	
100に掲	(削る)	
げる一般病	(削る)	
棟入院基本		
料	(削る)	
	急性期一般入院料 6	111点
	急性期一般入院料 6	(月平均夜勤時間超過減
	算)	94点
	急性期一般入院料 6	(夜勤時間特別入院基本
	料)	77点
	(略)	

# 10・11 (略)

12 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の圏に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の圏に規定する日(6の表に掲げる点数を加算する日を除く。)の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料の

# 7 · 8 (略)

9 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の間に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の間に規定する患者に該当する者(6の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

<u>113点</u>
超過減
96点
院基本
<u>79点</u>
111点
超過減
94点
、院基本
77点

# 10・11 (略)

12 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の圏に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の圏に規定する日(6の表に掲げる点数を加算する日を除く。)の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料の

うち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者 ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じ るものとする。

200000	0	
区分番号A	(略)	
100に掲	(削る)	
げる一般病	(削る)	
棟入院基本		
料	(削る)	
	急性期一般入院料6	111点
	急性期一般入院料 6	(月平均夜勤時間超過減
	算)	94点
	急性期一般入院料 6	(夜勤時間特別入院基本
	料)	77点
	(略)	

## 13 (略)

14 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、病棟の 看護体制が施設基準を満たさなくなったものとして、基本診療 料の施設基準等第五の二の頃に規定する保険医療機関に該当す るものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の頃に規 定する日(6の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の診 断群分類区分の点数は、夜間看護体制特定日減算として、医科 点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲 げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、次のいずれに も該当する場合に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所 定点数から減じるものとする。

# イ・ロ (略)

(14)	1/
区分番号A	(略)
100に掲	(削る)
げる一般病	(削る)
棟入院基本	

うち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者 ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じ るものとする。

	•	
区分番号A	(略)	
100に掲	急性期一般入院料6	<u>113点</u>
げる一般病	急性期一般入院料6	(月平均夜勤時間超過減
棟入院基本	算)_	<u>96点</u>
料	急性期一般入院料6	(夜勤時間特別入院基本
	料)	<u>79点</u>
	急性期一般入院料7	111点
	急性期一般入院料7	(月平均夜勤時間超過減
	算)	94点
	急性期一般入院料7	(夜勤時間特別入院基本
	料)	77点
	(略)	

## 13 (略)

14 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、病棟の 看護体制が施設基準を満たさなくなったものとして、基本診療 料の施設基準等第五の二の頃に規定する保険医療機関に該当す るものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の頃に規 定する日(6の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の診 断群分類区分の点数は、夜間看護体制特定日減算として、医科 点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲 げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、次のいずれに も該当する場合に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所 定点数から減じるものとする。

# イ・ロ (略)

区分番号A	(略)	
100に掲	急性期一般入院料 6	<u>70点</u>
げる一般病	急性期一般入院料 6	(月平均夜勤時間超過減
棟入院基本	算)_	60点

 料
 (削る)

 急性期一般入院料 6
 69点

 急性期一般入院料 6
 (月平均夜勤時間超過減算)

 59点
 59点

 急性期一般入院料 6
 (夜勤時間特別入院基本料)

 48点
 (略)

15 19の診断群分類点数表に掲げる入院日(日)のⅢの欄に掲げる日数(本表により療養に要する費用の額を算定していた患者が医科点数表区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料のうち、地域包括ケア病棟入院料1から4までに係る届出を行っている病棟に転棟した場合にあっては、Ⅱの欄に掲げる日数とする。)を超えた入院期間における療養に要する費用の額の算定については、1から14まで及び16から18までの規定にかかわらず、第2項の規定の例による。ただし、悪性腫瘍患者等(化学療法等を実施されたものに限る。)であって、化学療法等に関する診断群分類区分に係る診断群分類点数表に掲げる入院日(日)のⅢの欄に掲げる日までに化学療法等が実施されないものについては、第2項の規定にかかわらず、当該患者に投与する抗悪性腫瘍剤等の薬剤料を算定することができない

 料)
 急性期一般入院料6 (夜勤時間特別入院基本

 料)
 49点

 急性期一般入院料7
 69点

 急性期一般入院料7
 (月平均夜勤時間超過減算)

 59点
 急性期一般入院料7

 (夜勤時間特別入院基本料)
 48点

 (略)

15 19の診断群分類点数表に掲げる入院日(日)のⅢの欄に掲げる日数(本表により療養に要する費用の額を算定していた患者が医科点数表に掲げる区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料のうち、地域包括ケア病棟入院料1から4までに係る届出を行っている病棟に転棟した場合にあっては、Ⅱの欄に掲げる日数とする。)を超えた入院期間における療養に要する費用の額の算定については、1から14まで及び16から18までの規定にかかわらず、第2項の規定の例による。ただし、悪性腫瘍患者等(化学療法等を実施されたものに限る。)であって、化学療法等に関する診断群分類区分に係る診断群分類点数表に掲げる入院日(日)のⅢの欄に掲げる日までに化学療法等が実施されないものについては、第2項の規定にかかわらず、当該患者に投与する抗悪性腫瘍剤等の薬剤料を算定することができない。

 $16\sim20$  (略)

16~20 (略)